

令和元年度10月以降

由布市 子育てのための施設等利用給付認定の手続きについて

この案内には、由布市における子育てのための施設等利用給付認定に関する手続きや必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。



1 認定申請ができる方

下記施設・事業を利用する場合、認定を受けることによって、上限額まで無償化の対象となります。
既に教育・保育給付認定の2、3号を受けている方は、手続きは不要です。
認可保育施設を利用している方は対象外となります。

認定区分	保育の 必要性	対象施設・事業	認定要件
新1号認定	無	新制度未移行幼稚園 特別支援学校幼稚部	満3歳以上の小学校就学前の子ども（新2号 及び新3号認定に該当する子どもを除く）
新2号認定	有	幼稚園等（※）と預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事 業	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経 過した小学校就学前子どもであって、保育 の必要性がある子ども
新3号認定			満3歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある小学校就学前子どもであって、 保育の必要性があり、市町村民税非課税世 帯の子ども

※幼稚園等…幼稚園（新制度未移行幼稚園含む）、認定こども園（教育部分）、特別支援学校幼稚部

2 保育の必要性の事由と有効期間

保護者が次のような状況にあり、保育を必要とする場合に新2号、新3号の申請対象となります。

保育の 必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期間
就労	月64時間以上就労している、または就労の予 定がある（家事手伝いは不可）	仕事をしている期間
産前産後	妊娠中や出産後まもない	出産予定月の前2ヶ月から出産日から8週 間経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病等	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある（診断書による入所は、原則2週間に1度通 院していることが必要）	療養等に必要期間
親族介護	同居親族を常時介護、または看護している（診 断書による入所は、原則2週間に1度通院して いることが必要）	介護・看護に必要な期間
災害復旧	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	必要な期間
求職活動 ※1	求職活動を継続的に行っている	仕事を始めるまで（最長2ヶ月間）
就学	学校や職業訓練校等に通っている	在学期間
虐待・ DV避難	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	必要な期間
育児休業中 の継続入所	育児休業開始時点で児童が施設等を利用してい る	育児休業の対象となる児童が1歳となる月 の末日まで ※2

※1 1世帯につき、同一年度に1度しか利用できません。

※2 一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、
認可外保育施設一時利用等は継続利用ではないため対象外となります。

3 認定申請・利用申請に必要な書類について



(1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届

(2) 保育を必要とすることを証明する書類（父、母それぞれ必要） ※新2号、新3号のみ

保育の必要な事由	必要な書類
就労、育児休業	就労証明書 または 就労予定証明書
産前産後	母子手帳の写し
疾病等	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は保育所入所診断書）
親族介護	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の方は手帳の写し（その他の方は保育所入所診断書）
災害復旧	り災証明書の写し
求職活動	求職申立書
就学	在学証明書 または 学生証の写し
虐待・DV避難	子育て支援課までお問い合わせください

※この表の他にも、必要に応じて証明書等をお願いする場合があります。

(3) 保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書 ※認可外保育施設利用者のみ

(4) 個人番号カード または 通知カード（世帯全員分必要）

※通知カードの場合は、受付窓口に来られた方の本人確認ができる書類が必要となります。

1点のみで可能なもの	2点必要なもの
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）、療育手帳、その他写真付きの官公署から発行されたもの	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳（顔写真なし）、その他写真付きでない官公署から発行されたもの

<注意>

- ・無償化の適用は申請日からとなります。遡及適用はできません。
- ・住民基本台帳上、同一世帯でない方が手続きに来られる場合は「委任状」が必要となります。

4 上限額について

下記上限額まで無償化の対象となります。

対象施設・事業	無償化上限額
新制度未移行幼稚園（国立幼稚園を除く）	月25,700円
国立幼稚園	月8,700円
特別支援学校幼稚部	月400円
一時預かり事業、預かり保育	新2号：月11,300円または、450円×月利用日数 の少ない額 新3号：月16,300円または、450円×月利用日数 の少ない額
認可外保育施設等 （病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を含む）	新2号：月37,000円 新3号：月42,000円 ※新制度未移行幼稚園を利用の場合は上記額から25,700円を引いた額

<注意>

下記2点に該当する一時預かり事業、預かり保育を実施している施設に通う児童は認可外保育施設等の無償化の対象外となります。

- ・教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供が8時間以上
- ・年間開所日数が200日以上

お問い合わせ

【 この案内の内容
に関する問合せ 】

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 子育て支援課 097-582-1262（直通）

本庁舎新館1階 子育て支援課

【 書類の提出先 】

挾間庁舎2階 挾間地域振興課 子育て支援係

湯布院公民館内 湯布院地域振興課 子育て支援係